

サポートニュース

第17号

平成16年7月5日

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会

新潟県地域福祉権利擁護センター

各地で生活支援員研修会を開催 (長岡、上越、佐渡会場)

生活支援員の皆様、暑い中いかがお過ごしでしょうか。今号では、この5月から6月にかけて開催された基幹的社協での生活支援員研修会について報告します。生活支援員研修会は、生活支援員活動に必要な知識や援助技術について学ぶことを目的として、事業開始当初は県社協のみで行われていましたが、ここ数年、基幹的社協それぞれに工夫した内容での実施が定着してきています。

□ 事例検討 □

長岡市社協、上越市社協の2会場では、グループに分かれて事例検討を行いました。長岡会場では買い物をたくさんしてしまう高齢者の事例で、本人・生活支援員それぞれの価値観の違いを認める必要がある、本人のプライドや見栄も大事にしたい、物を買う行為では、本人が物への執着心以外に何か求めていることがあるのではないかという話があがりました。上越会場においては、本人が知人から金銭的搾取を受けている可能性がある事例について検討が行われました。福祉関係者から見ればどうみても知人から搾取を受けているように見えても、本人は数少ない知人として交流を大事にしている場合、本事業ではそこへの範囲まで関われるかなど活発な意見がでました。両会場で共通して出ていた意見は、①本人の立場にたつことが基本であること、②援助の過程で対応に悩む場合は、生活支援員一人で抱え込まず、必ず専門員に相談し、助言を得ることが大切であるということでした。

□ 研修会報告 □

長岡市社協会場、上越市社協会場では、3月に東京において全社協主催で行われた地域福祉権利擁護事業全国研究セミナーに参加した生活支援員から、報告がありました。全社協からの基調報告を聞き、事業の現状や課題を知り、シンポジウムにおいては、どのようにして地域での暮らしの安心を支えるか考える中で、ネットワーク作りの大切さを改めて確認できたということでした。またお二人とも非常によくまとめられた資料でわかりやすい説明でした。

□ 新任者研修 □

佐渡会場では午前中に委嘱後半年の生活支援員を対象に新任者研修、午後は全体研修が行われました。新任研修では生活支援員が行う日常の支援についての講義と、生活支援員が直面している課題などを話し合いました。午後は、佐渡市社協において最近利用者が増えている精神障害者の支援について講義が行われました。講義では、障害の理解を進めるために病気の特徴や接し方等を学びました。また、本事業の理解を進めていただくために佐渡市社協各支所はじめ行政からもオブザーバー参加がありました。

以上各会場の概要を紹介させていただきました。生活支援員からは、研修会に参加することで、利用者への援助について再確認でき、大変有意義であったと感想が寄せられています。今後も各地で開催されますので、よろしくお願いいたします。

地域福祉権利擁護事業 生活支援員登録者数等一覧

平成16年4月30日現在

〔新発田市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	新発田市	8	5	63%
2	村上市	3	1	33%
3	豊栄市	3	3	100%
4	阿賀野市	10	1	10%
市計		24	10	42%
北蒲原郡				
5	聖籠町	2	-	0%
6	加治川村	2	-	0%
7	紫雲寺町	4	1	25%
8	中条町	3	-	0%
9	黒川村	2	-	0%
北蒲原郡計		13	1	8%
岩船郡				
10	関川村	3	-	0%
11	荒川町	2	1	50%
12	神林村	2	2	100%
13	朝日村	2	1	50%
14	山北町	3	-	0%
15	栗島浦村	3	-	0%
岩船郡計		15	4	27%
新発田エリア合計		52	15	29%

〔新潟市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	新潟市	28	23	82%
2	新津市	4	2	50%
3	五泉市	4	2	50%
4	白根市	3	2	67%
市計		39	29	74%
中蒲原郡				
5	小須戸町	2	1	50%
6	村松町	2	-	0%
7	横越町	1	1	100%
8	亀田町	2	-	0%
中蒲原郡計		7	2	29%
東蒲原郡				
9	津川町	2	-	0%
10	鹿瀬町	1	-	0%
11	上川村	2	1	50%
12	三川村	2	-	0%
東蒲原郡計		7	1	14%
新潟エリア合計		53	32	60%

〔三条市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	三条市	8	4	50%
2	加茂市	3	3	100%
3	見附市	6	2	33%
4	燕市	4	2	50%
市計		21	11	52%
西蒲原郡				
5	岩室村	2	1	50%
6	弥彦村	5	4	80%
7	分水町	4	1	25%
8	吉田町	5	3	60%
9	巻町	2	-	0%
10	西川町	2	2	100%
11	味方村	2	-	0%

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
12	潟東村	2	-	0%
13	月潟村	2	-	0%
14	中之口村	2	-	0%
西蒲原郡計		28	11	39%
南蒲原郡				
15	田上町	5	-	0%
16	下田村	3	-	0%
17	栄町	2	-	0%
18	中之島町	1	-	0%
南蒲原郡計		11	-	0%
三条エリア合計		60	22	37%

〔長岡市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	長岡市	17	13	76%
2	柏崎市	3	3	100%
3	栃尾市	4	4	100%
市計		24	20	83%
三古				
4	越路町	4	4	100%
5	三島町	2	1	50%
6	与板町	2	1	50%
7	和島村	2	1	50%
8	出雲崎町	3	1	33%
9	寺泊町	2	2	100%
10	山古志村	2	-	0%
三古計		17	10	59%
刈羽郡				
11	高柳町	2	-	0%
12	小国町	2	1	50%
13	刈羽村	1	-	0%
14	西山町	2	-	0%
刈羽郡計		7	1	14%
長岡エリア合計		48	31	65%

〔小出町協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	小千谷市	2	2	100%
2	十日町市	5	4	80%
市計		7	6	86%
北魚沼郡				
3	川口町	2	-	0%
4	堀之内町	2	-	0%
5	小出町	6	6	100%
6	湯之谷村	2	1	50%
7	広神村	2	1	50%
8	守門村	2	-	0%
9	入広瀬村	2	2	100%
北魚沼郡計		18	10	56%
南魚沼郡				
10	湯沢町	1	1	100%
11	塩沢町	2	-	0%
12	六日町	1	-	0%
13	大和町	4	1	25%
南魚沼郡計		8	2	25%
中魚沼郡				
14	川西町	2	-	0%
15	津南町	2	2	100%
16	中里村	2	1	50%
中魚沼郡計		6	3	50%
小出エリア合計		39	21	54%

〔上越市協管内〕

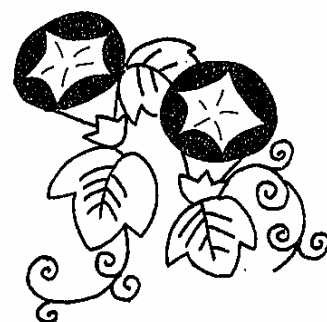
	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	上越市	19	18	95%
2	糸魚川市	3	2	67%
3	新井市	5	3	60%
市計		27	23	85%
東頸城郡				
4	安塚町	2	-	0%
5	浦川原村	2	-	0%
6	松代町	2	-	0%
7	松之山町	2	-	0%
8	大島村	2	-	0%
9	牧村	2	-	0%
東頸城郡計		12	-	0%
中頸城郡				
10	柿崎町	5	2	40%
11	大潟町	2	1	50%
12	頸城村	2	-	0%
13	吉川町	2	-	0%
14	妙高高原町	2	-	0%
15	中郷村	1	-	0%
16	妙高村	2	-	0%
17	板倉町	7	2	29%
18	清里村	2	2	100%
19	三和村	2	-	0%
中頸城郡計		27	7	26%
西頸城郡				
20	名立町	2	-	0%
21	能生町	1	1	100%
22	青海町	1	-	0%
西頸城郡計		4	1	25%
上越エリア合計		70	31	44%

〔佐渡市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	佐渡市	27	9	33%
佐渡エリア合計		27	9	33%

新潟県内総合計 349 161 46%

※一人で複数の利用者を担当している生活支援員もいます。



☆ 生活支援員 Q&A ☆

Q 利用者と接するときに、工夫する点があれば教えてください。



利用者とのコミュニケーション（基本的な面接技術）

地域福祉権利擁護事業の利用者とのコミュニケーションにはさまざまな配慮が必要です。利用者信頼関係を築き、援助を継続する為には、生活支援員や専門員は個別援助に必要な基礎的面接技術を身に付けておく必要があります。

（１）コミュニケーションの機能

地域福祉権利擁護事業の利用者は判断能力が不十分な方々です。判断能力の不十分な方々は、コミュニケーションを受信し、処理し、送信する機能のいずれか、あるいは複数の側面において困難を抱えています。

コミュニケーションの受信機能とは、情報を選別し、入手する時に必要な機能です。

コミュニケーションの処理機能とは、情報を受けたあと、それを理解し、判断し、決断する時に必要な機能です。

コミュニケーションの送信機能とは、自分の決断にもとづく言動を他の人に理解してもらえるように表現する機能です。

地域福祉権利擁護事業の利用者は、このいずれかにおいて困難を抱えているために、日常生活でさまざまな課題を抱えがちです。そこで生活支援員は利用者がこのような困難を抱えていることを前提にコミュニケーションを図る必要があります。

（２）話し方の留意点

私たちは、これまでの社会生活の中で効率の良い話し方を身につけています。しかし、本事業の利用者である判断能力が不十分な人は、効率の良い話し方で話されると、話のペースについていけなかったり、言葉を聞き取ることができなかったり、内容を理解できなかったり、威圧感を感じてしまったりします。そこで利用者とは話すときは以下の留意点に注意してください。

○利用者との話し方の留意点○

話の速さ、ペース	意識してゆっくりと話してください。
言葉と言葉の間を短く切る	言葉と言葉の間を区切って話をして下さい。
抽象的な言葉は避ける	抽象的な言葉の言い回しはできるだけ避けてください。 できるだけ具体的な例をあげて話すようにして下さい。 相手が理解しにくいようだと感じたら、言葉を言い換えたり、補足説明をしながら話をしてください。
声のトーンや高さ	女性の高い声は、高齢の方ほど聞きにくくなります。適切な高さで話すことを心がけてください。

※他に話の聴き方の留意点や、繰り返しや言い換えをすること、質問の仕方について等の面接技術があります。詳しくは生活支援員の手引きをご覧ください。

新潟県地域福祉権利擁護事業 市町村別利用状況

(平成11年10月1日～平成16年4月末日)

※利用者の住所(契約時)に基づき、基幹的社協の担当区域別に掲載しています。

(単位:人)

区分 社協名	相談 継続	実利 用者	解約	相談 終了	計
新発田市	6	6	4		16
村上市	1	1	1		3
豊栄市	1	6	2	1	10
阿賀野市		1		4	5
聖籠町					0
加治川村					0
紫雲寺町		1	1		2
中条町					0
黒川村					0
関川村					0
荒川町		2			2
神林村	1	2		1	4
朝日村		1			1
山北町					0
粟島浦村					0
計	9	20	8	6	43
新潟市	9	37	9	14	69
新津市	1	3	1	4	9
五泉市	1	4	1		6
白根市	2	2	2		6
小須戸町			1	1	2
村松町	1				1
横越町					0
亀田町			1	2	3
津川町					0
鹿瀬町					0
上川村	1	2			3
三川村					0
計	15	48	15	21	99
三条市	6	7	3	8	24
加茂市		4			4
見附市		3	1	1	5
燕市	1	3		2	6
岩室村	1	1			2
弥彦村	1	3	2		6
分水町		1	1	1	3
吉田町	4	2	5	1	12
巻町					0
西川町		2		2	4

区分 社協名	相談 継続	実利 用者	解約	相談 終了	計
味方村				1	1
潟東村					0
月潟村				1	1
中之口村					0
田上町					0
下田村	1		1		2
栄町					0
中之島町					0
計	14	26	13	15	66
長岡市	8	30	6	9	53
柏崎市		4	1	4	9
栃尾市	2	6	1		9
越路町	1	6		1	8
三島町		1			1
与板町	1	1			2
和島村		1			1
出雲崎町		4		1	5
寺泊町	1	2			3
山古志村					0
高柳町					0
小国町	1	1	1	1	4
刈羽村					0
西山町					0
計	14	56	9	16	95
小千谷市		3	3	1	7
十日町市	2	4	3	2	11
川口町					0
堀之内町	2	1			3
小出町	1	13	11	1	26
湯之谷村		3		1	4
広神村	1	2	2	1	6
守門村					0
入広瀬村		2	1		3
湯沢町		1	2	1	4
塩沢町	1				1
六日町					0
大和町		4	1		5
川西町		1	1		2
津南町		6	6		12
中里村	1	1			2
計	8	41	30	7	86

区分 社協名	相談 継続	実利 用者	解約	相談 終了	計
上越市	3	41	3	28	75
糸魚川市	2	2		1	5
新井市		3		1	4
安塚町					0
浦川原村				1	1
松代町					0
松之山町	1				1
大島村					0
牧村		1			1
柿崎町	1	2		1	4
大潟町		3			3
頸城村					0
吉川町				1	1
妙高高原町					0
中郷村					0
妙高村					0
板倉町		2			2
清里村		4		1	5
三和村					0
名立町					0
能生町		1			1
青海町					0
計	7	59	3	34	103
佐渡市	2	17	21	3	43
計	2	17	21	3	43
合計	69	267	99	102	535

相談継続…契約に向け専門員が
対応している人数。
相談終了…契約に至らず、専門員に
よる対応を終えた人数。
実利用者…契約を締結し、
実際に利用している人数。
解約…契約締結後、解約した人数。



生活支援員だよりサポートニュース

発行：新潟県地域福祉権利擁護センター（新潟県社会福祉協議会内）

電話：025-281-5584

〒950-8575 新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

FAX：025-281-5529

E-mail：kenriyogo@fukushiniigata.or.jp

ホームページ：http://www.fukushiniigata.or.jp/group/support/index.html

